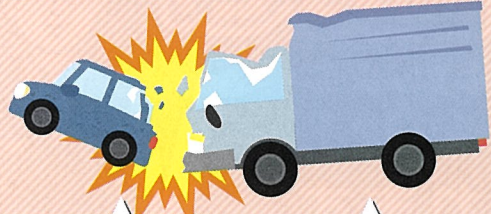


・過積載運行を行うことのリスク



衝撃力が増大する!

制動距離が長くなる!



車両バランスを崩しやすい!

・事業用自動車の行政処分の例

車両使用停止

輸送の安全確保命令

特別監査実施

悪質違反

事業停止

事業許可取消し



罰則強化 下命、容認違反は事業停止 7日間

過積載運行は大きな社会問題です!

「過積載運行」「過労運転」は、輸送の安全の確保、輸送秩序の確立を期するうえから、道路交通法、貨物自動車運送事業法等で禁止されています。しかし、「過積載運行」については依然として後を絶たず、大きな社会問題となっています。

貨物を引き渡されるときは、過積載とならないようトラックの検査証に記載の最大積載量(特殊車両通行許可を受けている場合は、許可証に記載されている総重量)の遵守をお願いします。

過積載運行につきましては、道路交通法等で禁止され、過積載となることを知りながら貨物を受渡ししますと、荷主の皆様にも刑事責任が科せられることとなっております。

過積載撲滅 にご理解とご協力を!!



・過積載防止対策懇談会

構成団体(順不同)

近畿経済産業局／大阪労働局／近畿地方整備局／近畿運輸局／大阪府／大阪市／大阪府警察本部／西日本高速道路(株)／阪神高速道路(株)／(一社)大阪府トラック協会／大阪交通運輸産業労働組合協議会(全日本運輸産業労働組合大阪府連合会、全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部トラック部会、日本郵政グループ(JP労組)近畿郵便輸送支部、日本自動車運転士労働組合大阪支部、新運輸関西職別労供労働組合、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部)／全日本港湾労働組合関西地方本部／大阪交通運輸労働組合共闘会議(全日本建設交通一般労働組合大阪府本部)

荷主の
皆様へ...

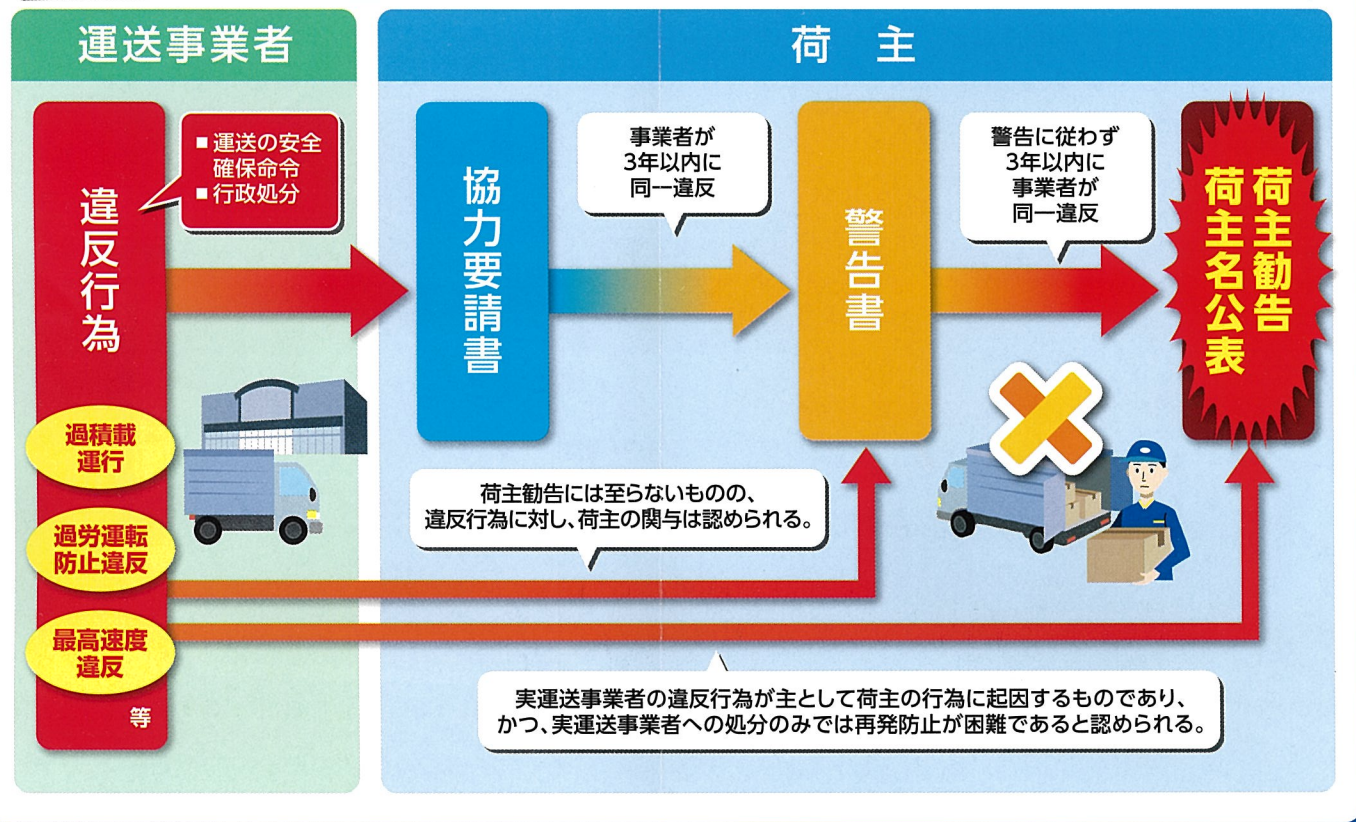
貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

車両総重量、軸重、許可証等の制限値を超える車両を運行することは、違法行為となります。
荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められた場合、

「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。



荷主勧告制度



車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成29年4月1日から、高速道路会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- 1 軽微な重量超過等(指導警告)に対する違反点数の付与
- 2 軸重超過に対する違反点数の設定
- 3 違反点数の累積期間を2年間拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、
高速道路料金の割引停止や
ETCコーポレートカードの利用停止の事態に

**トラック運送事業の経営や
円滑な物流への影響が懸念されます**

違反は未然に防ぐことができます

運賃・料金制度への
正しいご理解とご協力を!

各運送事業者が国土交通大臣に届出た運賃・料金を不当に低く抑えることは、結果として「過積載運行」を誘発することになり、ひいては重大事故に結びつくこともあります。また、トラック運送事業は、運送取引の公正化・利益保護の観点から独占禁止法に基づき、「特殊指定」を受けました。加えて、下請法が改正され、運送に関する役務提供委託において、下請代金の減額・買いたたき等についての禁止項目が示されました。違反されますと独占禁止法・下請法に基づく勧告など排除措置等が講じられることになります。